

景文科技大学教員昇進審査規定

(人 501)

2007 年 03 月 27 日 2006 学年度第 2 学期第 1 回学務会議にて修正可決
2007 年 05 月 08 日 2006 学年度第 2 学期第 2 回学務会議にて修正可決
2008 年 01 月 08 日 2007 学年度第 1 学期第 5 回本学教員評価委員会会議にて可決
2008 年 03 月 18 日 2007 学年度第 2 学期第 1 回本学教員評価委員会会議にて可決
2008 年 03 月 25 日 2007 学年度第 2 学期第 1 回学務会議にて修正可決
2009 年 05 月 19 日 2008 学年度第 2 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2009 年 06 月 09 日 2008 学年度第 2 学期第 2 回学務会議にて修正可決
2011 年 06 月 24 日 2010 学年度第 2 学期第 3 回本学教員評価委員会会議にて可決
2011 年 10 月 25 日 2011 学年度第 1 回学務会議にて修正可決
2014 年 04 月 15 日 2013 学年度第 2 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2014 年 06 月 10 日 2013 学年度第 4 回学務会議にて修正可決
2015 年 06 月 16 日 2014 学年度第 2 学期第 3 回本学教員評価委員会会議にて可決
2015 年 10 月 13 日 2015 学年度第 1 回学務会議にて修正可決
2016 年 10 月 25 日 2016 学年度第 1 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2016 年 12 月 06 日 2016 学年度第 2 回学務会議にて修正可決
2017 年 10 月 17 日 2017 学年度第 1 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2017 年 10 月 24 日 2017 学年度第 1 回学務会議にて修正可決
2019 年 09 月 06 日 2019 学年度第 1 学期第 1 回本学教員評価委員会会議にて可決
2019 年 10 月 15 日 2019 学年度第 1 回学務会議にて修正可決
2022 年 10 月 18 日 2022 学年度第 1 学期第 2 回本学教員評価委員会会議にて可決
2022 年 12 月 6 日 2022 学年度第 2 回学務会議にて修正可決

- 第 1 条 景文科技大学（以下、「本学」）は、教員の昇進審査を行うため、教育人員任用条例（以下、「任用条例」）とその施行細則、ならびに専科以上の学校教員の資格審査規定（以下、「審査規定」）などの関連規定に従うほか、「景文科技大学教員昇進審査規定」（以下、「本規定」）にも従うものとする。
- 第 2 条 本規定でいう「学術部門」とは、各学部（所、学位課程）を指す。
- 第 3 条 本学の教員昇進は「三級三審制」とする。初審は各学術部門の教員評価委員会（以下、「学部教員評価委員会」）が行う。再審は各学院の教員評価委員会（以下、「学院教員評価委員会」）が行う。最終審は本学の教員評価委員会（以下、「本学教員評価委員会」）に従う。
- 第 4 条 教員の昇進審査は、「低階級は高階級を審査しない」との原則に従う。院または学部教員評価委員会に十分な高階級教員がいない場合、高階級教員の補充を学長に依頼し、少なくとも 5 人が院または学部の教員評価委員会の委員を担任できるようにする。
- 第 5 条 本学の教員昇進はその専攻または専門分野の専門的著作、作品、実績証明、技術報告書などの方法で、専門理論、実務または教学の研究または開発成果を提出し、教員資格審査を受ける。
作品、実績証明、技術報告書は著作の形式規範に従ったものとする。
専門著作、作品、実績証明、技術報告書の審査範囲、項目、評価基準は、教育部の規定に従う。
- 第 6 条 本学の各階層の専任教員が本学で 1 年以上就業し、教学、研究、指導・役務の成績が優良で、前学年度の教員評価に合格し、下記の資格に適合する場合は、昇進を申請することができる：

一、アシスタントプロフェッサーへの昇進：

講師を3年以上担任し、講師の資格を取得した後、匿名でレビューした定期刊行物の具体的な論文1記事以上、または作品、実績証明、技術報告書が1件以上あり、昇進申請前の5年間で取得した産学成績が累計で2点以上であること。

二、準教授への昇進：

アシスタントプロフェッサーを3年以上担任し、アシスタントプロフェッサーの資格を取得した後、匿名でレビューした定期刊行物の具体的な論文が2記事以上、または作品、実績証明、技術報告書が2件以上あり、昇進申請前の5年間で取得した産学成績が累計で4点以上であること。

三、教授への昇進：

準教授を3年以上担任し、準教授の資格を取得した後、匿名でレビューした定期刊行物の具体的な論文が3記事以上、または作品、実績証明、技術報告書が3件以上あり、昇進申請前の5年間に取得した産学成績が累計で6点以上であること。

前項各款のいう「産学成績」の点数は、本学の「教員による研究の賞・助成規定」第3条第2款ならびに第3款、および「教員による政府機関の補助取得プロジェクト賞・助成実施要綱」により計算する合計点数を指し、相殺を完了し、案件終了報告を提出した後に採点を行う。ただし教員が前述の産学成績累計期間に妊娠または出産した場合、期間を2年延長するよう申請できる。

1997年3月21日の任用条例修正の発効前に教育部が発行した助教論証明書または講師証明書を取得した現職教員が、引き続き任職し中断していない場合、申請は修正の発効前の元の昇進規定に従い、高い等級の教員資格の審査を受ける。ただし審査手順は本規定に従う。

前項の講師が博士の学位を取得した場合、準教授資格の審査を選択できる。審査に不合格の場合、アシスタントプロフェッサーの資格審査を申請できる。ただしアシスタントプロフェッサーの審査に合格した後に、当該学位論文または同一の著作で準教授の資格審査を受けることはできない。

第7条 前条が定める任職継続が中断していない場合、下記の規定のいずれかに適合する必要がある：

- 一、専任教員：各学期に実際に教職を担当する。ただし有給休職または無給休職が認められ、実際に任職している場合はこの限りではない。
- 二、兼任教員：連続して各学期に雇用要請書があり、各学期の実際の任職が少なくとも満1単位あり、申請を提出する学期に少なくとも1単位の任職がある。

第8条 第6条昇進の勤務年数資格の計算は、当該等級の教員の証明書に記載される勤務の開始年月から起算し、当該等級教員が実際に任職した勤務年数資格に達した場合に資格が得られる。勤務年数資格に満たない場合は、昇進の申請をしてはならない。

専任教員の全時間の研修、研究、学術交流が承認を経た場合、昇進の申請時にその全時間の研修、研究または学術交流期間の勤務年数は最高で1年間とする。承認を経て一時的異動となる場合、一時的異動期間に元の学校に戻り授業を行うならば、昇進の申請時に、その一時的異動期間の勤務年数は最高で2年とする。

第1項の教員が国外の学校の専任教員としての勤務年数を教員資格審査の勤務年数とする場合、国外の学校は下記の規定のいずれかに適合する必要がある：

- 一、教育部が編集した国外大学参考名簿に記載される学校。国外大学参考名簿に記載されていない学校は、教育部の審査により認定される。
- 二、教育部が公告する大陸地域、香港、マカオの大学認可名簿に記載される学校。

第9条 教員は教学実務を研究の中心とするため、その昇進は教学実務研究の昇進と教学実務成果の昇進に分ける。前者は教学実務研究の著作を専門著作として審査を受け、後者は教学実務成果の技術報告書を専門著作の代わりとして審査を受ける。

教員が教学実務で昇進する場合、その申請の条件は、第6条の関連規定に適合するほか、昇進前の3学年の教員教学学生アンケート調査表の統計による元の成績順位の平均が全校教員の上位50%以内になければならない。

教員が教学実務成果の技術報告書で昇進する場合、その審査基準は次のとおりとする。

- 一、アシスタントプロフェッサー：任職学門分野で優れた教学実務研究または成果があり、教学の発展能力を有する者。
- 二、準教授：任職学門分野で持続的な教学実務研究または成果があり、校内での推進に具体的な貢献をした者。
- 三、教授：任職学門分野で独創的かつ持続的な教学実務研究または成果があり、校内外での推進に具体的な社会貢献をした者。

教員が教学実務成果の技術報告書で昇進する場合、その教員の資格審査意見表は、本学の教員評価委員会が定める。

第10条 教員の昇進申請は、各学期に1回行う。申請を行う教員は昇進資料を揃え、本学の「教員の昇進著作の学術倫理適合声明書」を提出する。8月1日を昇進有効日とする場合、その所属学院の教員評価委員会は毎年6月1日までに審査を完了させる。2月1日を昇進有効日とする場合、その所属学院の教員評価委員会は前年12月1日までに審査を完了させる。外部審査は1回に限り、下記の手順に従う：

一、初審：

各学術部門は昇進申請教員の申請表と関連資料を、証明文書と論文著作と共に学部の教員評価委員会に送付する。同委員会は本規定、各学院の「昇進審査基準」、過去3学年度の教員評価成績に基づき、詳細な評価を行い、推薦または非推薦の総合的評価を行う。

二、再審：

(一) 各学院の教員評価委員は初審結果に基づき再審を行う。

- (二) 各学院は再審に合格した教員が、本学の教員評価委員会による最終審を受けられるようにする。

三、最終審：

- (一) 再審に合格した後、各学院は初審や再審の資料などを本学教員評価委員会に提出し、合格者の研究（審査対象著作、技術報告書、作品、実績証明を除く）、教学・役務成果を再審査し、総合的に評価した後、無記名投票での表決を行う。ただし不合格の決定の際には、その理由を具体的に明記する。
- (二) 昇進申請が総合評価に合格し、人事室が本学の「教員著作外部審査作業要綱」の規定に従い実施した外部審査にも合格した後、本学の教員評価委員会が最終審を行う。

作品、実績証明、技術報告書の審査に合格したものは、1年以内に公開出版すべきである。ただし機密や特許申請が関係する、または法に従い公開できず、本学教員評価委員会に認定される場合は、公開出版しない、または一定期間公開出版を差し控えることができる。

前項のただし書きが規定する状況を除き、作品、実績証明、技術報告書の審査に合格した場合は、学校のウェブサイト、図書館で公開、国内外の関連出版物で発行する。本学「教員著作外部審査作業要綱」は本学の教員評価委員会が制定する。

第 11 条 教員の昇進評価項目と合格基準は次のとおりとする。

一、研究項目：

教授への昇進は、一回に3名の学者・専門家による審査を受け、少なくとも2名の審査員の採点が70点以上でなければならない。

教授以外の職級への昇進は、一回に6名の学者・専門家の審査を受け、少なくとも4名の審査員の採点が70点以上でなければならない。

二、教学項目：最低 80 点。

三、指導・役務項目：最低 80 点。

著作の外部審査の採点項目は教育部と本学の関連規定に従う。

申請者の教学、研究、指導・役務がすべて合格の場合、昇進案は合格となる。昇進が不合格の場合、本規定に従い昇進の再申請ができる。

本学教員評価委員会が教員の昇進案を評価するに当たり、院および学部の教員評価委員会の評価手順を詳細に審査し、研究、教学、役務の採点結果は原則として尊重する。

教員評価委員会は審査員が審査対象著作に対して出した専門審査意見を尊重する。第12条の規定に従うことに加え、その判断を尊重し、単に投票で外部の審査結果を覆してはならない。

第 12 条 教員評価委員会が教員資格の審査手順において、外部の審査意見に疑義を持つ場合、下記の規定に従う。

- 一、点数またはコメントの誤記、計算間違い、他の類似の明らかな誤りがある場合：原審査員が説明し、教員評価委員会が確認する。
- 二、点数とコメントの矛盾、研究方法と研究内容、その他専門審査の信頼性と正確性を揺るがす疑義：専門審査委員会を設立して審査した後、原審査員が説明し、専門審査委員会と教員評価委員会が確認する。

前項第2款の専門審査委員会は、審査対象審著作の専門分野の十分な専門能力を持つ学者と専門家により設立する。

第1項の外部審査意見が下記に該当する場合、教員評価委員会は明確な具体的理由を列挙した上でこれを排除し、排除した部数を十分な数の学者・専門家に再送付し審査を受ける。

一、第1項第1款の疑義が教員評価委員会の確認により、確かに点数またはコメントの誤記、計算間違い、他の類似の明らかな誤りがあることが明らかになる。

二、第1項第2款の疑義が専門審査委員会と教員評価委員会の確認により、確かに専門的学術根拠のある具体的理由により、専門審査の信頼性と正確性を揺るがすことが明らかになる。

教員評価委員会は同一教員の資格審査案件において、前項の規定に従い外部の審査意見を排除する場合、その回数は1回に限定する。

第 13 条 本学の専任教員が博士の学位を取得し、アシスタントプロフェッサーへの昇進を申請する場合、その博士学位は産学成績 2 点として計算できる。準教授への昇進は、本学の「教員による研究の賞・助成規定」と「教員による政府機関の補助取得プロジェクト賞・助成実施要綱」の賞・助成点数の規定に従い、産学成績 2 点を別途加算される。その審査項目と審査手順は本規定第 10 条および第 11 条に従う。

教員が教授への昇進を申請する場合、その研究成果が学校レベルの外部審査に合格した後、教育部が審査する。研究成果を教育部に送付する際、審査対象者は最高 5 件までを選択し、そのうちの1件を代表作とし、残りの参考作とする。一連の関連研究は合わせて代表作とすることができる。

教員資格審査で不合格になり、申請を再提出する場合、審査対象著作は1件以上を追加または交換する。

第 14 条 昇進を申請する教員が下記のいずれかに該当する場合、申請を受理しない。

一、昇進前の一学年度の教員評価結果が不合格である。

二、昇進後、授業を割り当てることができない。

三、無給休職・有給休職期間にある。

四、申請手順に従わない、または関連担当者が署名・注記を行っていない。

五、専門著作または論文が出版されていない。

六、国内外での全時間の研修・研究を行う、または出国して講義・学習を行い、学校の最低階層の教員評価委員会に審査申請した当学期に実際に学校で授業を行っていない。

七、教員が一時的に校外に異動となり、教員の他校への一時的異動が満 3 年以上となる場合、本学の学校レベル教員評価委員会の審査に合格するならば、一時的異動する学校がそれを行うことができる。

八、教員法第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項のいずれかに該当し、調査中、契約解除または契約継続停止の処理手順中である。

九、教員法第 18 条第 1 項、第 21 条、第 22 条第 1 項、第 2 項に該

当し、調査中、雇用停止処理手順の段階、雇用停止期間にある。
十、教員法第 27 条第 1 項第 2 款または第 3 款に該当し、調査中、解雇処理手順の段階にある。

- 第 15 条 教員が本学教員評価委員会の審査に合格した後、教育部の「専科以上学校教員資格審査規定」の規定に従い、必要資料を教育部に送付し審査を受ける。
著作の等級昇進を申請する教員の研究成果は前項の審査規定に適合させる。
- 第 16 条 本学兼任教員は 2010 学年度より、学位昇進審査以外に、著作等級昇進審査を受けることはない。
- 第 17 条 本規定の資格審査と昇進に関する規定は、兼任教員にも準用される（ただし兼任教員の勤務年数は半分として計算される）。
- 第 18 条 教員の昇進著作が盗作である場合、教育部の関連法令と本学の「教員による教員資格審査規定への違反および学術倫理違反案件の処理規定」規定に従う。
- 第 19 条 教員評価委員会の決定過程の詳細は、会議記録に明記し、適切に保存する。教員評価委員会の決定は具体的な理由を明記し、書面で審査対象者に通知する。決定の結果が不合格の場合、その決定に不服な場合の救済方法も指示する。
昇進教員は、教員評価委員会の決議の通知を受取ってから 1 週間以内に、再審査申請書と関連資料を本学の「教員昇進校内審査での不合格者の再審査に関する注意事項」に従い本学教員評価委員会に書面で再審査を申請する。再審査は 1 回限りとする。
前項の規定は外部審査に対する異議には適用されない。
教員が再審査の結果にも不服である場合、本学の教員申立て評議委員会に申立てを提起することができる。申立て案の処理中には異なる代表作による昇進再申請を行うことができる。
- 第 20 条 学校の審査過程、審査員、審査意見などの資料は、審査の公正性を維持するために守秘される。ただし下記のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
一、審査過程と審査意見を、教員の申立ての受理機関と他の救済機関に提出する場合。
二、評価が不合格となった審査意見を審査対象者に提供する場合。
- 第 21 条 本規定は学務会議にて可決され、学長の承認後に公布・実施される。